

研修

ハーグ条約上の子の返還請求事案に関するセミナー

～子の意思の調査と手続への反映について～

ハーグ条約上の子の返還請求事案においては、裁判において「子の返還拒否」が争点になることがあります。「子の意思」は、家事事件手続法、人身保護法にもとづく手続においても問題になることがあります。そもそも「子の意思」をどのように把握すべきかについては、心理学の専門家ではない弁護士にとっては極めて困難な問題です。

そこで、臨床心理士をお招きして、「子の意思」の調査の方法を児童心理学の観点からお話いただくとともに、当会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員である弁護士から、子供の意思が手続上問題になりうる場合の法的枠組みについて、解説をいただくことにより、弁護士が代理人活動を行うにあたる際の心理学的知見をふまえた法的指針を会員間で共有することを目的として、本セミナーを企画しました。是非、ご参加ください。

日 時 2019年3月19日（火）午後3時00分～午後5時00分
場 所 弁護士会館5階502EF会議室
講 師 小田切 紀子 氏（臨床心理士）
佐野 みゆき 氏（当会会員）
対 象 東京三会の弁護士
参加費 無料

（回答書）

FAX返信先 03-3581-0865（担当：東京弁護士会 人権課 黒田宛）

3月19日（火）

ハーグ条約上の子の返還請求事案に関するセミナーに出席します。

お名前 _____（登録番号： _____）

担当委員会 東京弁護士会 ハーグ条約関連制度検討協議会

問合せ先 東京弁護士会 人権課 黒田 TEL：03-3581-2205